

# 令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設（病院の再編統合など病床機能の分化・連携支援）	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>骨太 2019 においては、地域医療構想の実現に向け、民間医療機関についても、2025 年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促すこととしている。</p> <p>地域医療構想では、総病床数の削減や急性期機能の集約化が目指されるものの、実現のためのダウンサイジングや医療機関の再編統合においては、入院患者調整による減収や新たな不動産取得等の経済的負担が発生する。</p> <p>ダウンサイジングや地域の医療機関間での医療機能毎の再編統合に伴う経済的負担を軽減することで、より一層の地域医療構想を推進する必要がある。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>地域医療構想を推進するため、地域の医療機関間での医療機能毎の再編統合による資産等の取得が行われた場合に、不動産取得税・固定資産税を減免する税制措置を要望する。</p> <p>また、医療機関で病床削減が行われた場合、固定資産税を病床の削減結果に応じて減免する税制措置を要望する。</p>	
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係条文</span>	[ — ]	
減収見込額	<p>[初年度] ▲243.0 ( — ) [平年度] ▲3503.0 ( — )</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>病床機能の分化・連携に伴う、ダウンサイジングや地域の医療機関間で医療機能毎の再編統合による資産の取得が行われた際に、不動産取得税・固定資産税の減免措置が受けられることにより、より一層の地域医療構想の推進が図られる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>ダウンサイジング・再編統合を含む病床機能の分化・連携を税制で支援することにより、医療機関の自主的な取組を促し、2025 年における地域医療構想のより一層の推進と実現を図る。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	政策の達成目標	2025年における地域医療構想の実現
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5年
	同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	-
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	精査中
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	「地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度」(2019年4月1日施行。医療機器に係る特別償却の拡充) 地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等について、特別償却できることとする。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「病床のダウンサイジング支援」 (要求内容) 病床削減や再編統合時に入院患者調整等により減収となる中、過配置となる人員の給与、病院間の給与水準の調整等、一定の期間対応を要する財政上の阻害要因を緩和するため、病床の削減規模及び再編統合規模に応じた支援を行う。 (総事業費) 730億円程度(3年間に要する費用)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	病院再編統合時の財政上の減収分を上記予算で補填し、不動産取得等の経済的負担に対しては本要望により軽減を行う。
	要望の措置の妥当性	地域医療構想の実現に向けた地域の医療機能毎の再編・統合を本措置で支援することにより、より一層の地域医療構想の推進が図られる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	2 — 3